

川崎市開発審査会提案基準第5号

(昭和50年11月11日制定)

(平成13年5月18日改正)

(平成19年11月30日改正)

法第34条第13号の期限内（区域区分決定の日から5年以内）に 開発行為を完了できなかったものに係る特例措置

法第34条第13号の規定に基づく届出をした者が、やむを得ないと認められる事情により、期限内に開発行為等を完了できなかったものに係る開発行為等に関する「法第34条第14号」若しくは「令第36条第1項第3号ホ」の規定の運用基準は、申請の内容が、次の各項に該当するものであることとする。

- 1 法第34条第13号の規定に適合する届出をしているものであること。
- 2 当該建築物の用途が次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 自己の居住の用に供するものであること。
 - (2) 自己の業務の用に供するもののうち、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないと認められる建築物であること。